

第二号様式を次のように改める。
第2号様式
(その1と第4条関係)

証第 号	証 明 書
気象業務法（昭和27年法律第165号）第35条第1項の規定に基づき、下記の実事は、記録と相違ないことを証明する。	
年 月 日	気象官署
印	
（事実）	
第2号様式 （その2（第4条関係））	
鑑第 号	鑑 定 書
気象業務法（昭和27年法律第165号）第35条第1項の規定に基づき、記録により、下記のとおり鑑定する。	
年 月 日	気象官署
印	
（事実）	

(動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正)
 第十七条 動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和三十一年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して別表五において電子情報処理組織により」という。第三条第一項の運転免許又は第十二条第一項の再交付の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもちてすることができる。

別表五運転免許証再交付手数料の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「電子情報処理組織により」に改める。

宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第十八条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十三年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の三に次のただし書を加える。

ただし、令第2条第2項ただし書の規定により現金をもつて手数料を納付するときは、同項ただし書の申請を行ったことにより得られた納付情報により、当該手数料を納付するものとする。

(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第十九条 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（第百十四条第十号）において「電子情報処理組織により」という。）前項の書換え若しくは再交付又は交付の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

第百十四条第十項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織により同項の確認、承認又は検査の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができ

(港灣運送事業法施行規則の一部改正)

第二十條 港灣運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七条の登録の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正)

第二十一条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してこれらの申請をする場合において、当該これらの申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(救命艇手規則の一部改正)

第二十二條 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してこれらの申請をする場合において、当該これらの申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。